松江市告示第 169 号

港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 38 条第 1 項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第 8 項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

松江市長 松浦正敬

1 臨港地区の区域

港湾名	臨港地区の区域
佐波港	松江市島根町加賀(佐波地区)
笠浦港	松江市美保関町笠浦
千酌港	松江市美保関町千酌
菅浦港	松江市美保関町菅浦
笹子港	松江市美保関町片江 (笹子地区)
惣津港	松江市美保関町七類(惣津地区)
法田港	松江市美保関町諸喰(法田地区)
諸喰港	松江市美保関町諸喰
軽尾港	松江市美保関町美保関(軽尾地区)
才港	松江市美保関町美保関(才地区)
海崎港	松江市美保関町美保関(海崎地区)
波入港	松江市八東町波入
入江港	松江市八東町入江
遅江港	松江市八東町遅江
江島港	松江市八東町江島

2 臨港地区の区域の縦覧場所

松江市産業経済部水産振興課